

【静岡県清水町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	2,389	2,327	2,245	2,161	2,081
② 予備機を含む 整備上限台数	2,247	2,676	882		
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1,487	740		
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1,487	740		
⑤ 累積更新率	0%	63.9%	99.2%	103.1%	107%
⑥ 予備機整備台数	0	213	110		
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	213	110		
⑧ 予備機整備率	0%	14.3%	14.9%		

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に導入した端末を小学校分は令和7年度までに更新し令和8年度より運用を開始、中学校分は令和8年度までに更新し令和9年度より運用を開始する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：2,724 台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用：24 台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：2,500 台
- ・その他（教員業務支援員等の業務用端末等の利活用）：200 台

○端末のデータの消去方法

- ・再利用する端末は自治体の職員が行う。
- ・そのほかは処分事業者へ委託する。

○スケジュール（予定）

- ・令和9年1月～2月 処分事業者選定予定
- ・令和9年3月～4月 使用済端末の事業者への引き渡し